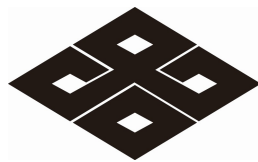


各務原市上水道
令和6年度水質検査計画



各務原市

令和6年度水質検査計画



- 水質検査は、水質基準に適合していることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。
- 水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目、採水地点、検査頻度等を定めたものです。

—目次—

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査の委託範囲
9. 委託した検査の実施状況の確認
10. 水質検査計画及び検査結果の公表
11. 水質検査結果の評価
12. 関係機関との連携など

各務原市上水道では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきました検査結果の公表と併せ、水道水について、さらにご理解いただけるよう平成17年度から公表しています。

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合していることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査の地点について

水道法第4条の規定に基づいた水質基準項目(51項目)の検査と、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目(27項目)を、給水栓(蛇口の水)で行います。また、原水全項目(水質基準項目のうち40項目)及び独自に行う水質検査に位置付けをした項目については原水で行います。

(2) 検査の項目について

水道法第4条の規定に基づいた水質基準項目(51項目)について行います。また、独自に行う水質検査に位置付けをした項目についても行います。

(3) 検査の頻度について

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。また、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回行います。その他の項目は、本市の過去の検査結果に基づいて頻度を設定します。

(4) 検査結果の公表について

水質検査計画に基づき実施する検査の結果については市ウェブサイト等において公表します。また、基準値等の超過を確認した際には、関係機関と協議のうえ、速やかに公表し、必要な措置等を実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 水源地等

① 三井水源地系統

三井町及び三井東町地内に13基の井戸を所有しています。これらの井戸から取水した原水は導水管を通り、三井水源地に運ばれます。その後、水源地で粒状活性炭処理・エアレーション・滅菌処理後、配水池等へ送水し、各家庭に配水されます。

② 西市場水源地系統

那加西市場町、那加山後町、那加前野町及び那加山下町地内に9基の井戸を所有しています。これらの井戸から取水した原水は導水管を通り、西市場水源地に運ばれます。その後、水源地でエアレーション・滅菌処理後、配水池等へ送水し、各家庭に配水されます。

③ 小網水源地系統

川島河田町地内に1基、川島小網町地内に2基の井戸を所有しています。これらの井戸から取水した原水は、滅菌処理後、配水池へ貯水し、各家庭に配水されます。

④ 笠田水源地系統

川島笠田町地内に1基の井戸を所有しています。この井戸から取水した原水は、滅菌処理後、配水池へ貯水し、各家庭に配水されます。

⑤ 弥平島水源地系統

下中屋町字弥平島地内に1基の井戸を所有しています。この井戸から取水した原水は、滅菌処理後、各家庭に配水されます。

(2) 給水状況

	上水道
給水区域	各務原市行政区域の全域
給水人口(令和4年度)	143,755 人
普及率(令和4年度)	98.9 %
給水戸数(令和4年度)	62,676 戸
施設能力(令和4年度)	83,200 m ³
1日最大給水量(令和4年度)	49,830 m ³ (6月30日)
1日平均給水量(令和4年度)	46,580 m ³

(3) 浄水施設の概要

	浄水施設名	所在地	原水の種類	浄水処理方法
上水道	三井水源地	三井東町4丁目68番地	地下水(井戸13基)	粒状活性炭処理 エアレーション 塩素滅菌
	西市場水源地	那加西市場町3丁目179番地1	地下水(井戸9基)	エアレーション 塩素滅菌
	小網水源地	川島小網町1912番地27	地下水(井戸3基)	塩素滅菌
	笠田水源地	川島笠田町6丁目63番地	地下水(井戸1基)	塩素滅菌
	弥平島水源地	下中屋町字弥平島918番地2	地下水(井戸1基)	塩素滅菌

3. 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目並びに浄水場使用薬品からの由来で注目すべき項目を下表に示します。

	浄水施設名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
上水道	三井水源地	農業	硝酸態窒素
		—	PFOS 及び PFOA
	西市場水源地	農業	硝酸態窒素
		—	PFOS 及び PFOA
	小網水源地	地質	フッ素
		—	PFOS 及び PFOA
笠田水源地	地質	フッ素	
	—	PFOS 及び PFOA	
弥平島水源地	地質	フッ素	
	—	PFOS 及び PFOA	

浄水場使用薬品からの
由来で注目すべき項目

・塩素酸(次亜塩素酸ナトリウムに由来します)
・臭素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性があります)
・消毒副生成物

➤ 各務原市の水道水は、水道法に定められた水質基準にすべて適合しております。

4. 検査地点

(1) 水質基準が適用される給水栓

配水系統ごとに1箇所、計14箇所で行います。なお、検査箇所については、給水栓検査箇所一覧表[資料1]・給水栓検査箇所図[資料2]のとおりです。

(2) 市水源地における水質管理目標設定項目の検査

独自に行う水質検査(予定表)[資料4]のとおり、三井水源地(浄水)、西市場水源地(浄水)、小網水源地(浄水)、笠田水源地(浄水)、弥平島水源地(浄水)の場所で検査を行います。

(3) 有機フッ素化合物(PFOS,PFOA)のモニタリング調査による検査

独自に行う水質検査(予定表)[資料4]のとおり、三井水源地水源(井戸13基)、三井水源地(原水、浄水)、西市場水源地(浄水)、小網水源地(浄水)、笠田水源地(浄水)、弥平島水源地(浄水)の場所で検査を行います。

(4) 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による原水検査等

別表2のとおり、三井水源地水源(井戸9基)、西市場水源地水源(井戸9基)、河田取水ポンプ場(井戸1基)、小網水源地水源(井戸2基)、笠田水源地水源(井戸1基)、弥平島水源地水源(井戸1基)の23か所で検査を行います。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓[資料1]における水質検査項目と検査頻度

- ① 水道法に基づく水質基準項目については、各採水場所における浄水水質検査計画表(別表1)のとおり行います。なお、水質基準項目の簡単な説明については、水質基準項目の概説[資料3]を参照して下さい。
- ② 水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、毎日行います。

(2) 本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

- ① 水質検査項目
 - 水源の状況を把握するため、独自に行う水質検査(1)～(4)[資料4]に示す検

査を行います。なお、〔資料4-2〕に示す項目21～31については、消毒による副生成物のため、検査は行いません。なお、水質管理目標設定項目及びその他の項目の簡単な説明については、水質管理目標設定項目の概説〔資料3-2〕・その他の項目の概説〔資料3-2〕を参照して下さい。

② 検査頻度

- 独自に行う水質検査(1)～(4)〔資料4〕に示す頻度で検査を行います。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

- ◆ 臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給栓の水の安全性が確認されるまで行います。なお、検査項目は基本的には水質基準項目(51項目)としますが、状況に応じて項目を決定します。

7. 水質検査方法

- (1) 水質検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ委託します。
- (2) 水質検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。また、省令に記載されていない項目については、「上水試験方法(日本水道協会編)」などにより行います。なお、令和5年度の委託機関は、下記のとおりです。

- 法令に基づく1日1回行う検査: 公益社団法人 各務原市シルバー人材センター
- 上記以外の項目: 株式会社 環境科学研究所

(厚生労働大臣登録水質検査機関 水道GLP認定検査機関)

- (3) 試料の採取及び運搬については標準作業手順書に従うこととします。また、運搬方法については試料をクーラーボックス等に入れ、あらかじめ冷凍した保冷材により氷冷し、破損防止の措置を施して運搬することとします。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とします。
また、緊急を要する場合は、受託検査機関への検査の依頼からおおむね60分以内に採水を行い、速やかに検査を開始することとし、夜間及び祝祭日等の場合は、受託検査機関への検査の依頼からおおむね120分以内に採水を行い、速やかに

検査を開始することとします。

8. 水質検査の委託範囲

委託する検査項目については「5. 水質検査項目及び検査頻度」のとおりとします。水質異常時の臨時検査も含まれます。

9. 委託した検査の実施状況の確認

委託した検査の実施状況等について確認するために、随時、受託水質検査機関へ立入検査を実施します。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し市ウェブサイトに掲載します。水質検査の結果については定期的に掲載します。ただし、基準等を超過したものについては速やかに公表します。

11. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、定められた項目すべてについて満たしている必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。また、検査の結果を基に、検査計画を見直していきます。

12. 関係機関との連携など

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった場合には、各務原市環境政策課、岐阜保健所、国などの関係機関と情報交換を図りながら、連携して迅速に対策を講じます。

この水質検査計画について、ご意見をお寄せ下さい。
皆様からのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先及び宛先：各務原市水道部水道施設課浄配水係（水道事業庁舎4階）
〒504-0914
岐阜県各務原市三井東町4丁目32番地
TEL：058-383-7115
FAX：058-389-4847
Eメールアドレス：s-sisetu@city.kakamigahara.gifu.jp